

仕 様 書

1. 委託件名

令和5年度「TOKYO MICEテクノロジー導入ガイドライン」の活用状況調査等
業務委託

2. 契約期間

令和5年4月24日から令和6年3月29日まで

3. 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

4. 目 的

国際的な誘致競争が激化する中、東京が海外都市との競争に勝ち抜き、MICE誘致を推進するためには、アフターコロナにおけるMICE開催形態の変化や、MICEのDX推進への対応が重要である。

このため、MICE主催者等に向けて先端テクノロジーの活用方法などを明示するために令和4年度に策定した「TOKYO MICEテクノロジー導入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の活用状況を調査するとともに、国内外のMICE開催におけるテクノロジー等の最新の実装状況の調査・分析や、MICE開催の場を活用した実証実験の実施を通して、ガイドラインの内容を更新し、先端テクノロジーを活用した次世代型MICEの実装を推進する。

<参照>:「TOKYO MICE テクノロジー導入ガイドライン」

- 日本語版

https://businesseventstokyo.org/assets/pdf/resources/Tokyo_MICE_technology_guidelines.pdf

- 英語版

https://businesseventstokyo.org/assets/pdf/resources/Tokyo_MICE_technology_guidelines_english.pdf

5. 委託内容

(1) 事業計画

履行にあたっては、以下の通り事業計画を策定し、財団の承認を得ること。また受託者は、業務の進捗状況について、随時財団に報告すること。

- ① 令和5年6月上旬を目処に、下記（4）及び（5）の中間報告を取りまとめのうえ、財団に提出すること。
- ② 令和6年2月下旬を目処に、下記（3）～（7）の最終報告案を取りまとめのうえ、財団に提出すること。

- ③ 調査・分析及び報告書作成には作業量及びスケジュールを踏まえた、十分な人員体制を敷くこと。

(2) 調査分析方法の企画

- ① 4. で掲げた目的を達成するために、最適となる調査・分析方法について企画すること。
- ② 調査・分析方法は、下記(4)に掲げた内容を中心に、必要と想定される調査・分析方法について改善を加えること。

(3) 次世代型MICEに必要なテクノロジーの選定

実証実験の実施及びガイドラインの更新にあたり、次世代型MICEに必要なテクノロジーを財団と協議の上、選定すること。なお、選定にあたっては、以下留意の上進めること。

- 実証実験対象テクノロジー及びガイドライン追加掲載対象テクノロジーについては、下記(4)で実施する調査や公募等で広く募集し、選定すること。なお、公募に際しては、応募条件等について財団と協議の上、実施すること。
- 実証実験対象テクノロジー及びガイドラインへの追加テクノロジーについて、その技術提供者を選定する際には(6)で設置する会議体での公平な審査等の手続きを経ることとする。

(4) 国内外でのMICE開催におけるテクノロジー等の実装状況の調査及び分析
受託者は、令和4年度に策定したガイドラインを更新するため、下記①～③について、最新の文献・デスクトップ調査を基本としつつ、関係者へのヒアリング調査及び分析を実施する。

① 国内のMICE開催におけるテクノロジーの実装状況調査

- MICE開催における既存テクノロジー及びMICEに導入可能な既存テクノロジーの活用事例や、企業(技術提供者)が提供している、又は提供を予定している各種テクノロジーを整理すること。
- MICE主催者及び上記企業(技術提供者)に対し、10件程度のヒアリング調査等を実施し、テクノロジー活用の効果等を把握すること。
- 企業(技術提供者)へのヒアリングを通じて、下記調査項目③で整理するテクノロジー活用ニーズに対応し得る技術・サービス提供の可能性について情報を整理すること。
- ヒアリング調査に当たっては、令和4年度に策定したガイドラインの活用状況を調査すること。

② 海外のMICE開催における既存テクノロジーの実装状況調査

- 欧米及びアジア大洋州地域でのMICE開催における既存テクノロジー活用

事例を5件程度調査・分析すること。

③ 国内外MICE主催者等へのニーズ調査

- 学協会本部、国内外MICE主催者、PCO、ミーティングプランナー等への10件程度のヒアリング調査を通じて、テクノロジー活用に対するニーズを整理すること。
- MICEの開催準備期間・開催期間・フォローアップ等の時間軸と、コスト及び人員削減、収入増、効率化、満足度向上等の期待される効果を複合的に捉え、テクノロジー活用ニーズを把握・整理すること。
- ヒアリング調査に当たっては、令和4年度に策定したガイドラインの活用状況を調査すること。

(5) 次世代型MICE実証実験の実施

上記(4)の調査・分析結果等を踏まえ、令和5年度実施予定の財団主催の都内ユニークベニューショーケースイベントの場を活用して、先端テクノロジーの効果検証のため、実証実験を1回実施する。実証実験の実施にあたり、受託者は以下業務を行うこと。なお、検証するテクノロジーの内容は、財団と協議の上、決定すること。

- ① 受託者は、実証実験において財団と企業（技術提供者）及びユニークベニューショーケースイベント担当間の調整、スケジュール管理、実証実験への立ち合い、効果検証手法の検討、企業（技術提供者）が分析・整理する効果検証レポートの作成等を担当すること。なお、準備・実施及び効果検証にあたっては、財団、受入施設、開催エリア等イベント関係者と十分連携して実施すること。
- ② 実証実験の効果等について、参加者等からフィードバックをもらい、下記(7)に定めるガイドライン更新の参考とすること。
- ③ 実証実験の実施費用については30,000千円（税別）を上限とする。ただし、調査業務と実証実験の実施費用の項目間の流用は認めない。また、実施費用の精算業務は受託者が実施し、本委託費用に含めること。

<ショーケースイベント概要> ※予定

実施回数	年1回（時期未定）
会場	都内ユニークベニュー施設 <参考> https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/
参加人数	200名程度

(6) 会議体への参加

有識者5名程度から構成させる会議体を5回程度開催する。開催に伴い、受託者は以下業務を行うこと。

① 報告

都内で行われる会議体に全て出席し、(4)で行う調査・分析、(5)実証実験で用いる技術選定及び効果検証、(7)のガイドラインに追記するテクノロジーの選定等に関し、有識者へ説明及び状況報告を行うこと。

② 報告資料の作成

会議体での説明及び状況報告に伴う資料作成を行うこと。なお資料については開催日5営業日前を目途に財団へ共有すること。

(7) ガイドラインの更新

受託者は、上記(2)～(6)の内容等を踏まえ、MICE主催者向けに先端テクノロジー等の活用方法等を明示したガイドラインの更新を行う。更新に伴い、受託者は以下業務を行うこと。

- ① 今後MICEでの活用が期待できるテクノロジーの具体例として掲載している15のテクノロジーについて、必要に応じて内容を更新するとともに、公募等により5つ程度のテクノロジーを追加する。更新は、ガイドラインの「はじめに」に記載されている目的を踏まえて行うこと。なお、ガイドラインの更新は日本語及び英語双方行うものとする。
- ② ガイドラインの規格等は以下のとおりとし、令和6年3月末までに下記7.で指定する場所に納品すると共に、財団のウェブサイト等で公開できるようにすること。

ガイドラインの電子情報 (CD-R 又は DVD-R) 3部

規 格	サイズ：A4 縦 総ページ数：20 頁程度 色：4 色 納品形態： ① PDF (印刷用データ) 1) 文字アウトライン化済・URL ハイパーリンク挿入の高解像度 PDF 2) 1)の低解像度 PDF 3) 文字アウトライン化前・URL ハイパーリンク挿入の高解像度 PDF 4) 3)の低解像度 PDF ② ウェブダウンロード用 PDF (最軽量)
-----	--

	③ 編集可能な形式の版下データ（イラストレーター、フォトショップ等） ④ 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真データ
その他	成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

6. 成果品

(1) 委託事業報告書及び概要版

①委託事業報告書 3部

規 格	大きさ：A 4 頁 数：50 頁程度 色 ：カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 90kg (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：背文字あり、奥付あり、頁番号あり
-----	--

②委託事業報告書概要版（図や表を用いて簡潔にまとめたもの） 3部

規 格	大きさ：A 3 頁 数：2 枚・中折両面・見開き 色 ：カラー刷り 使用材料：コート紙 110kg 程度
-----	---

③委託事業報告書（上記①および②）の電子情報（CD-R 又は DVD-R） 3部

ア. ファイル形式

報告書の電子データは、Microsoft 社製 Word・Excel・PowerPoint 等により編集可能な形式及び PDF ファイルとする。

イ. 格納媒体

格納媒体は原則 CD-R 又は DVD-R とする。また、収納ケース、CD-R 等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。

(2) ガイドライン

上記 5. (7) のとおり

(3) 納入期限

契約期間内に必要回数の校正を実施した上で、契約終了日までに最終報告書を財団に提出すること。

また、財団から部分的に資料の提出を求められた場合には随時対応すること。

(4) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

7. 納入場所

公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部
東京都新宿区山吹町 346 番地 6 日新ビル 5 階

8. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9. 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、委託者と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

10. 秘密の保持

受託者は、上記 8. により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。上記 8. により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、上記 8 により再委託された場合の再委託先又はこれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、係る著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理

するものとする。

1 2. 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

1 3. 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1 4. 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。

https://www.tcvb.or.jp/jp/denshi_tokkishiyousyo.docx

- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス等
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレス等）も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり上記8により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

1 5. グリーン購入法について

報告書及びガイドライン制作にあたっては、「東京都グリーン購入ガイド(2022年度版)」等を確認の上、可能な限り遵守すること。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/tokyo_green.html

1 6. その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本事業の委託者は財団であるが、実施にあたって発生した問題は受託者が責任をもって対応するものとする。
- (3) その他条件が変更となることがある。その場合、財団と協議の上、変更する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、天変地異、政治状況の劇的な変化によ

り、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては別途そのポリシーに従い代金を支払う。

- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議する。
- (6) この契約に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。

以上

連絡先：公益財団法人東京観光財団
コンベンション事業部
電 話：03-5579-2684